

○石川県警察における非常招集に関する訓令

〔令和7年12月11日〕  
〔石川県警察本部訓令第29号〕

石川県警察における非常招集に関する訓令を次のように定める。

石川県警察における非常招集に関する訓令

石川県警察の非常招集に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察に勤務する警察職員（以下「職員」という。）の非常招集及び非常参集の迅速かつ適正を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、「非常招集」とは、災害その他重大な事件が発生し、又は発生するおそれがある場合において、これに対処するため職員を招集することをいう。

（発令権者）

第3条 非常招集は、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長が発令する。

（招集事務責任者）

第4条 非常招集に関する事務は、石川県警察本部においては警備部警備課の課長、警察署においては副署長がこれを行うものとする。

（招集計画の策定）

第5条 招集事務責任者は、職員の招集伝達に関する具体的計画を策定しておかなければならぬ。

（応招の義務）

第6条 職員は、非常招集命令を受けたときは、直ちに所定の服装、携行品を整え、速やかに発令権者があらかじめ指定する場所に応招しなければならない。

2 職員が病気その他やむを得ない事由があつて応招できない場合は、応招を免除することができる。

（待機命令）

第7条 発令権者は、非常招集を必要とする事案が発生するおそれがある場合は、職員に対し状況により自宅待機又は勤務部署待機を命ずることができる。

（招集命令の伝達）

第8条 非常招集命令は、非常招集命令伝達系統表に基づいて迅速確実に行わなければならない。

2 非常招集命令伝達系統表の策定に当たっては、効果的な命令の伝達ができるよう策定しなければならない。

(非常参集)

第9条 職員は、災害その他重大な事件が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、原則として、直ちに勤務部署に参集しなければならない。

(訓練)

第10条 発令権者は、招集及び参集の迅速を期するため、隨時非常招集及び非常参集に係る訓練を行わなければならない。

2 前項の訓練を実施したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

(細目等の規定)

第11条 発令権者は、この訓令に定めるもののほか、非常招集及び非常参集に関し、細目的事項を定めることができる。

#### 附 則

この訓令は、令和7年12月11日から施行する。